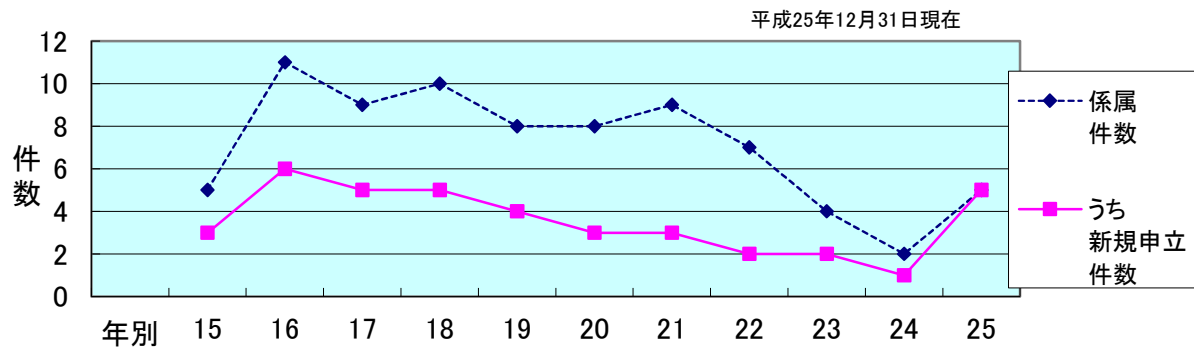


(第12表) 不当労働行為事件取扱件数の推移



(第13表) 不当労働行為事件取扱状況

平成25年12月31日現在

状 況		23	24	25		
係 属 状 況	前年からの繰越		2	1	0	
	新規申立		2	1	5	
	計		4	2	5	
	申 立 人	組 合		2	1	5
		個 人				
		組合・個人				
	新 規 申 立 号	該	1			
			2	2	1	
			3		1	
			4			
		当	1・2			
			1・3			2
			1・4			
			2・3		1	1
			2・4			
			1・2・3			
			1・2・3・4			
			企 業 規 模	49人以下		
	50人～99人					
100人～499人		1			1	
500人～999人		1			1	
1,000人以上				1		
終 結 状 況	移 送					
	取 下		1		2	
	和 解	関 与		2	1	
		無 関 与				
		小 計		2	1	
	命 令 決 定	全 部 救 済				
		一 部 救 済			1	
		棄 却				
		却 下				
		小 計			1	
終 結 計		3	2			
次 年 へ 繰 越		1	0	3		
終結事件平均処理日数		393.3日	377.5日	48.5日		

(第14表) 不当労働行為事件 一覧表

平成25年12月31日現在

事件 番号	業種	組合員数	該当 事項	請求する 救済の内容	申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査 回数	審問 回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	終結 状況
		従業員数										
25 1	運輸業、郵便業	(4) 359	2 3	組合掲示板設置 団体交渉応諾 文書の手交及び掲示	H25.3.25	-	-	2	-	-	○三浦 △前出 △川村	係属中
		21,600										
25 2	医療・福祉業	(135) 600	1 3	差別取扱の禁止 分会の組織、運営に対する 支配介入の禁止 仮処分申立てによる支配介入の禁止 文書の手交及び掲示	H25.8.12	-	-	1	-	-	○森田 △金森 △西場	係属中
		166										
25 3	サービス業	(3) 600	3	①～③の支配介入の禁止 ①支部の組織・運営に対する 介入、②解散届・脱退届 の提出、③組合を通さない 組合員との和解 文書の手交及び掲示	H25.8.30	H25.11.8	71	-	-	-	○村田 △土森 △松岡	取下げ
		780										
25 4	教育・学習支援業	(21) 600	1 3	臨時休校の禁止 臨時休校中の賃金全額保障 組合員の技能検定員再審査 願出書の取下げの撤回 文書の手交及び掲示	H25.12.2	H25.12.27	26	-	-	-	○小西 △藤原 △松岡	取下げ
		30										
25 5	製造業	(2) 600	2	団交応諾 文書の手交及び掲示	H25.12.6	-	-	-	-	-	○村田 △仲 △伊藤	係属中
		21										

※()内は、不当労働行為が行われた事業所における申立組合の組合員数。

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

- 1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)
- 2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)
- 3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)
- 4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)